

## 福祉サービス第三者評価受審の数値目標の設定について（案）

福祉サービス第三者評価については、平成30年3月に厚生労働省から第三者評価事業に関する指針改正等各種通知が発出されたことから、宮城県においても評価制度や評価基準等の見直しを行ったところである。

宮城県における受審率の数値目標は平成31年度から令和3年度までについて、分野（保育所、障害者・児福祉、高齢者福祉）ごとに毎年度の数値目標を設定していたが、今回、令和4年度から令和6年度までについて数値目標を設定するもの。

### 【県対応案】

#### 1 方針

令和4年度から令和6年度までの3年間について、分野（保育所、障害者・児福祉、高齢者福祉）ごとに毎年度の数値目標を設定。また、今年度、救護施設について新たに評価基準を設定する方針であるため、当該分野についても目標を設定する。

#### 2 改正スケジュール（予定）

令和3年12月9日	委員会での審議
委員会終了後	各委員からの意見取りまとめ等
令和4年3月	数値目標公表・通知

### 【参考】

「都道府県推進組織に関するガイドライン」抜粋

#### 8 第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発

##### （2）普及・啓発

##### ①受審率の数値目標の設定及び公表

都道府県推進組織は、第三者評価事業の受審促進に向けた数値目標の設定及び公表に努めなければならないものとする。